

沼津工業高等専門学校 先端理工学科（情報工学または電気・電子工学）教員公募

1. 公 募 内 容
 - (1) 所属学科：先端理工学科
 - (2) 専門分野：情報工学、電気・電子工学、または制御工学に関する分野
 - (3) 担当科目：情報系科目、電気・電子系科目、システム制御工学、線形回路解析、工学実験・実習、卒業研究、専攻科授業など
 - (4) 募集人員：准教授または助教 1名
 - (5) 着任時期：令和9年4月1日
2. 勤 務 形 態 常勤(任期なし)
3. 応 募 資 格 沼津工業高等専門学校の教育（クラス担任、クラブ顧問、学寮での学生指導含む）に熱意を持ち、教育と研究を両立できる、心身ともに健康な方で、次の条件に該当する方。
 - (1) 博士の学位を有する方（採用日までに取得見込の方を含む）、または同等の教育研究業績を有する方。
 - (2) 日本語による講義および学生・保護者とのコミュニケーションが可能な方。※ 高等学校・高等専門学校・大学等での教育経験がある方が望ましい。
4. 待 遇 「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則」による。
 - (1) 職 名：准教授または助教
 - (2) 給 与：「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則」による。
 - (3) 諸 手 当：期末勤勉手当（いわゆるボーナス）が支給されるほか、要件を満たす場合には、各種手当（住居手当、通勤手当、扶養手当等）が支給される。
 - (4) 勤務時間：原則 8:30～17:00（休憩 45 分）
 - (5) 休 日：原則土・日・祝日、年末年始
 - ・本校は、1年単位の変形労働時間制を採用しており、学校行事等により、休日が勤務日になる場合がある。
 - ・年次有給休暇等の制度は「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則」による。
 - (6) 加入保険：文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険
 - (7) そ の 他：平日と休日において、学寮における宿直業務、部活動の引率業務等があります。
5. 応 募 期 間 令和8年10月5日（月）必着
6. 応募・選考・
問い合わせ先 [提出書類]
 - (1) 履歴書（一般的な様式を使用し、写真を貼付のうえ、E-mail アドレス、学位、資格、賞罰の有無を必ず記載すること）
 - (2) 業績一覧（著書・論文、口頭発表、学会活動、教育活動、企業における実務実績、各種競争的資金の獲得状況など）（A4判用紙、書式自由、論文は査読の有無を記載すること）
 - (3) 主要な著書・論文等3編以内とその概要（A4判用紙、書式自由）
 - (4) これまでの研究内容と高専における研究の抱負（A4判用紙に日本語で1枚程度、書式自由）
 - (5) 高専における教育と学生指導に関する抱負（A4判用紙に日本語で1枚程度、書式自由）
 - (6) 推薦書（応募者を評価できる方（推薦者）が連絡先明示の上、A4判用紙1枚程度で作成したもの。署名不要）
 - (7) 誓約書（本校ウェブサイト <https://www.numazu-ct.ac.jp/recruit/> からダウンロード）

ンロードできる様式のもの。令和8年12月25日施行予定のこども性暴力防止法に基づく性犯罪前科の有無確認に必要です。)

※ 提出書類は返却いたしません。

[選考方法]

一次選考：書類審査

二次選考：面接審査（面接の際に模擬授業を実施していただきます。詳細は一次選考を通過された方に連絡します。）

[書類の提出方法]

[提出書類]の記載順で1つのPDFファイルとし、応募者がJREC-INのWeb応募で提出してください。なお提出ファイル名は応募者の氏名としてください。

[問い合わせ先]

沼津工業高等専門学校 総務課人事係

E-mail: jinji@numazu-ct.ac.jp

※問い合わせはE-mailをお願いします。タイトルは「先端理工学科（情報工学または電気・電子工学）教員公募に関する問合せ」として送信してください。

13. そ の 他

- (1) 教員の力量を高めるため、他高専において一定期間教育研究活動に従事する高専間の人事交流制度があります。
- (2) 応募者から取得する個人情報、沼津工業高等専門学校の教員採用を目的として使用するものであり、他の目的に使用することはありません。
- (3) 本校は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を期待しています。なお、業績及び人物評価において同等と認められる場合は女性を採用します。
- (4) 本校は国際的に活躍できる技術者の育成に努めており、外国人の積極的な応募を期待しています。
- (5) 本校では令和4年11月22日付け文部科学省高等教育局長通知に基づき、学生に対するハラスメント等を原因とする懲戒処分等の確認を行いますので、必ず履歴書に記載して提出をお願いします。なお、採用後、経歴詐称が判明した場合は懲戒解雇等の対象となります。
- (6) 業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和6年法律第69号。通称「こども性暴力防止法」）に基づき、特定性犯罪の前科の有無についての事実を本校が確認するための誓約書の提出が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本校の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めるためです。
※特定性犯罪と特定性犯罪事実該当者については別紙を参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。